

「都合」の意味・用法について

原 卓 志

目次

はじめに

一、中国における「都合」と上代の「都合」

二、平安時代の「都合」

三、院政・鎌倉時代の「都合」——専門用語から一般用語へ——

四、院政・鎌倉時代の「都合」——「惣都合」登場の背景——

むすび

はじめに

鎌倉時代に成立した軍記物語では、軍勢の総数などを具体的な数量で表現する際に「都合」という語を頻用する。例えば、覚一本系『平家物語』には、次のように「都合」が使用されていて、総計四十一例見られる。⁽¹⁾

○吾身の榮花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛、内大臣の左大將、次男宗盛、中納言の右大將、三男知盛、三位中將、嫡孫維盛、四位少將、惣じて一門の公卿十六人、殿上人卅餘人、諸國の受領、衛府、諸司、都合六十餘人なり。(卷第一)

○片田舎の侍どもの、こほらかにて入道殿の仰より外は、又おそろしき事なしと思ふ者ども、難波・瀬尾をはじめとして、都合六十餘人召よせ、(巻第一)

「都合」以外には、右の第一例目のように「惣じて」を用いる例が二例、また、次掲のように「すべて」を用いる例が二例見られるのみである。

○それよりこのかた、野心をさしはさんで朝威をほろぼさんとする輩、大石山丸、大山王子、(中略) 悪左府・悪衛門督にいたるまで、すべて廿餘人、されども一人として素懷をとぐる物なし。(巻第五)

このように、『平家物語』では、数量の合計を導く表現の中心な語として「都合」が使用されていることが理解される。⁽²⁾ 本稿では、数量の合計を導く表現に関する語彙の体系を明らかにするための一段階として、この「都合」を取り上げ、上代から鎌倉時代の使用実態と意味・用法を分析し、中世に数量の合計を導く表現の中心な語にいたるまでの経過を考察してみたい。

なお、上代から平安時代にかけての「都合」が、音読される語であったのか、訓読される語であったのか、訓読されるのであれば、どのように訓読されたのかなど、読み方が不明であるという問題が存する。本稿では、ひとまず「都合」の読み方についての問題を捨象して、「都合」という漢字連続、すなわち連文「都合」を考察の対象としたい。したがって、特にことわりがない場合、「都合」は連文「都合」を指すものとする。

一、中国における「都合」と上代の「都合」

我国上代に見られる連文「都合」の使用実態について言及する前に、中国古典における「都合」の使用状況について触れておきたい。中国古典のうち、漢籍類に「都合」の使用例を求めることは極めて困難である。『佩文韻府』には使用例が収録されておらず、『漢語大詞典』にも収録されていない。『大漢和辞典』には元の馬端臨の撰になる『文献通考』

から次の例を引用するのみである。

○八柱之外、柱脩總有^三等、都合百一十柱。(禮考・大享明堂)

漢籍類と同様に、仏書類についても「都合」の使用例を指摘することは難しく、現在までに見出し得た例は次のようなものに止まる。

○復白王言。善哉大王。願乞歡喜。已得大王六十四錢。今者願王。更與一錢。我今復往彼村聚落。自取一錢。都合得成六十六枚。(仏本行集經・卷第五十四、大正藏經第三卷九〇二頁中段)

○以三羯磨通前單白故云白四。若就緣約相。都合一百三十四羯磨。略言如此。(四分律刪繁補闕行事鈔・卷上一、大正藏經第四〇卷一二頁上段)

○此一住處一布薩大僧若干沙彌若干都合若干人。(同右・卷上四、大正藏經第四〇卷三六頁中段)

○先作是三種觀。都合方成種子。(大毘盧遮那成仏經疏・卷第十、大正藏經第三九卷六八九頁上段)

▽先ツ是の三種の觀を作^{「スレ」}(り)て、都合^{「スレ」}合^{「セテ」}して方に種子と成せ。(高山寺本大毘盧遮那成仏經疏永保点⁽³⁾)

更に調査資料を広げて「都合」の使用例を収集する必要があるが、少数ながらも以上のような使用例が中国側の文献に見られることからすれば、「都合」が中国からもたらされた連文であることは間違いないであろう。また、漢籍に見出し難く、仏書のうちでも『四分律刪繁補闕行事鈔』『大毘盧遮那成仏經疏』のような仏典注釈書に見られること、そして、漢訳仏典の『仏本行集經』では会話文中に使用されていることを考え合わせると、六朝末頃から行われた俗語的な表現、あるいは口頭語的な表現であったのではないかと思われる⁽⁴⁾。

中国古典に見られる用例から、「都合」の原義は「すべて(都)あわせる(合)」であり、『大毘盧遮那成仏經疏』の例はその原義のままに使用されたものであると考えられる。更に、「すべてあわせた」結果として合計された具体的な数量を導く「合計(する・して)」の意味にも使用され、『仏本行集經』『四分律刪繁補闕行事鈔』『文献通考』の例がこれにあ

たる。

さて、我国上代の文献で「都合」が使用されるものについて調査すると、「都合」が使用される文献には偏りがあり、どのような文献にも一般的に使用される連文ではなかったことが理解される。「都合」が使用された例としては、次のようなものがある。なお、参考までに数量の計算に関する構造を用例の下に図示する。

○（尾張国正税帳・寧楽遺文・天平六年）

倉陸間□□□

都合定參拾參間（不動穀倉七間、糶倉一間、屋五間、空倉四間、動用穀倉六間、穎倉六間、倉下三間、空倉一間）

○（長門国正税帳・寧楽遺文・天平九年）

正倉壹佰捌拾漆間破毀五間遺壹佰捌拾貳間

今造新倉貳間瓦倉

合定正倉壹佰捌拾肆間

借倉貳拾間

借屋捌間止五間遺參間

都合定貳佰漆間（以下略）

○（越前国郡稻帳・寧楽遺文・天平五年）

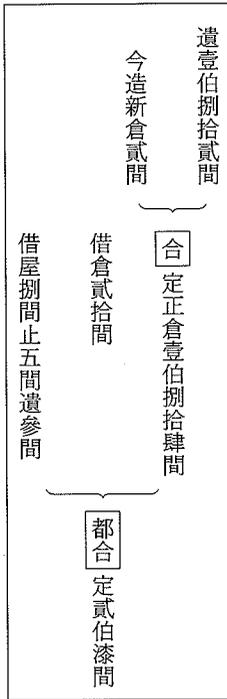
敦賀郡天平三年定郡稻參仟捌拾陸束陸把

出舉壹仟參拾陸束利五百一十八束

合納壹仟伍佰伍拾肆束

殘貳仟伍拾束陸把

死馬皮壹張直稻壹拾束



「都合」の意味・用法について

都合稻參任陸伯壹拾肆束陸把

○(安房国義倉帳・寧楽遺文・天平二年)

遺舊粟漆拾壹斛陸升伍合

新輸粟壹拾參斛參斗

都合粟捌拾肆斛參斗陸升伍合

遺舊粟漆拾壹斛陸升伍合

新輸粟壹拾參斛參斗

都合 粟捌拾肆斛參斗陸升伍合

右に掲げた他に、「寧楽遺文」所収の駿河・伊豆・隱岐・周防・豊後・薩摩の各国の正税帳にも「都合」の使用が認められる。また、「讚岐国山田郡弘福寺領田図(天平七年)」「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳(天平一九年)」「越前国諸荘々券(東大寺使解)(天平神護二年)」にも認められる。これら、税や年貢、あるいは領地に関する台帳目録類に偏って「都合」が使用され、『寧楽遺文』所収のその他の文書にはその使用例を指摘することができない。

上代の『古事記』『日本書紀』には、数量の合計に関する表現に「并(あはせて)」「凡(おほよそ・すべて)・總(すべて)」が使用され、「都合」の使用は認められない。⁽⁵⁾

○自_二大事忍男神_一至_二秋津比売神_一并十神。(古事記・上卷、二六頁)

○自_二沫那藝神_一至_二国之久比奢母智神_一并八神。(古事記・上卷、二六頁)

○故、受_レ命以貢_一上人、名和迹吉師。即論語十卷・千字文一卷、并十一卷、付_二是人_一即貢_一進。(古事記・中卷、二一四頁)

○三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉。將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鶺鴒々赤石玉一箇、出石小刀一口、出

石梓一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并七物。則藏_二于但馬國_一、常爲_二神物_一也。(日本書紀・垂仁天皇三年、二六一頁)

○始行_二冠位_一。大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并十二階。(日本書紀・

推古天皇十一年、一八一頁)

○起_二大雀皇帝_一、尽_二豊御食炊屋比売命_一、凡_二十九天_一一皇。(古事記・下卷、二二八頁)

○唐國遣_二朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等_一。(等謂_二右戎衛郎將上柱國百濟禰軍・朝散大夫柱國郭務悰_一、凡_二二百五十四人_一。七月廿八日、至_二于對馬_一)。(日本書紀・天智天皇四年、三六五頁)

○高麗・百濟・新羅・任那、並遣_二使獻_一、並脩_二貢職_一。召_二集秦人・漢人等_一、諸蕃投化者、安_二置國郡_一、編_二貫戶籍_一。秦人戸數、總七千五十三戸。(日本書紀・欽明天皇元年、六五頁)

この他、『風土記』『懷風藻』にも「都合」は見られず、上代の文学作品では「都合」が使用されなかったのではないかと思われる。

このように「都合」は、使用される文献に偏りがあり、主として税や年貢・田畠などの領地の目録・統計に関する台帳目録類に専用される連文であつたと見られる。『延喜式』卷三十五には「大帳」書式が、また、卷二十七には「正税帳」書式が収載されているが、これらの書式にも「都合」が載せられているところからすれば、書式として連文「都合」の使用が定着していたものと考えられる。そして、台帳目録類の書式として定着していたことから、「都合」は先の例のように、簡条書き形式の文書の中で、簡条の冒頭部分に記されるのが特徴となつてゐる。まさに、一つの簡条の項目名として使用されていたと考えても間違ひなさうである。また、先掲の「長門国正税帳」「越前国郡稻帳」の例のように、「都合」が「合」とともに用いられる場合には、「合」が「小計」の位置に、「都合」が「総計」の位置に置かれるのが普通であつたようである。この「合」と「都合」の位置関係は「都合」の「都」字の有する「すべて」の意によるものであると考えられる。細かな統計・計算を積み重ねて、総合計を記録する台帳目録類において、いかにわかりやすく論理的に記録するかが大きな課題であつたと思われる。この課題を克服するために、「并・合」「惣・凡」などと組み合わせ、数量を「総合計」を表す専用連文が必要になつた。その必要性から「都合」が使用されるようになったと考えられ、数量の合計を導く表現の最上位に位置するようになったのであろう。ただし、「総合計」の位置に必ず「都合」が使用される

かというところ、そうでもなく、正税帳の中には、「并・合」「惣」を使って「合計」「総合計」を表したものが少数ながら認められる。これらも、複雑な統計・計算をわかりやすく記録しようとしたものであることには変わりなく、「小計」を「并」「総合計」を「惣」あるいは「合」のように変化をつけて記している。

○（但馬国正税帳・寧楽遺文・天平十年）

酒貳斛肆斗伍升使日別一升

〔舍人少初位上巨勢朝臣長野、將從一人并二人、依例出舉事、起二月一日迄六月廿九日并百卅八日、又收納事、起九月一日迄十二月九日并九十七日、惣二百卅五日〕

（略）

鹽伍升玖合壹夕人別日一夕五撮

〔雜掌二人、起天平九年正月一日迄五月廿日并百卅八日、又（起脱カ）同年十一月一日迄十二月卅日并五十九日、合單三百九十四日料〕

中国の文献に見られた「都合」は、原義の「すべて（都）あわせる（合）」意で使用される例と、「すべてあわせた」結果として合計された具体的な数量を導く「合計（して）」の意味にも使用されていた。しかし、上代の使用例は総て、合計された具体的な数量を導く「合計（して）」の意味である。これも台帳目録類の書式として定着していたがための結果であると判断される。つまり、我国上代に使用された連文「都合」は、税や年貢・田島などの領地の目録・統計に関する台帳目録類専用の、いわゆる専門用語的な性格を有しており、箇条書き文書の中で箇条の項目名として使用されることから、その意味は合計された具体的な数量を導く「合計（して）」であり、なかでも特に「総合計」の位置を占める限定されたものであったようである。⁷⁾

二、平安時代の「都合」

平安時代の「都合」の使用実態も、基本的には前代を引き継いだものである。使用例の認められる文献には、検田帳・検島帳・坪付などの田畠・収穫高に関する目録統計書、未進注文・支度注文などの年貢に関する目録、あるいは将来目録のような文献目録がある。更に、年終帳・用途帳・結解のような決算報告書などにも使用例が見られ、上代に比べて使用される文書の種類が豊富になってきているが、税や年貢・田畠などの領地に関する帳簿類に偏っていることは同じである。また、平安時代の「都合」もいわゆる簡条書き形式の文書の中で、簡条の項目名として記されており、合計された具体的な数量を導く「合計（して）」の意味で使用されている。以下いくつか例を掲げる。

○（近江国愛智荘定文・平安遺文へ一七二）貞観十八年）

合水田壹拾貳町

庄佃貳町 獲稻肆佰束

之中

除二百卅束二百束後年當料、卅束租料

殘稻五百七十束 可春得米廿五斛七升（以下略）

地子米卅五斛 庄田十町地子（以下略）

都合米陸拾斛柒斛之中

○（東大寺封物進未勘注案・平安遺文へ三五五）正暦三年）

勘申 伊豫國去正暦三年封物進未事

調絹二百四疋五丈二尺五寸 代米四百九石七斗四升四合定別二石、延永二年官符

得米廿五斛七升
地子米卅五斛
} 都合米陸拾斛柒斛

「都合」の意味・用法について

○(伊賀国黒田荘出作田損亡日記・平安遺文(七五二)天喜三年)

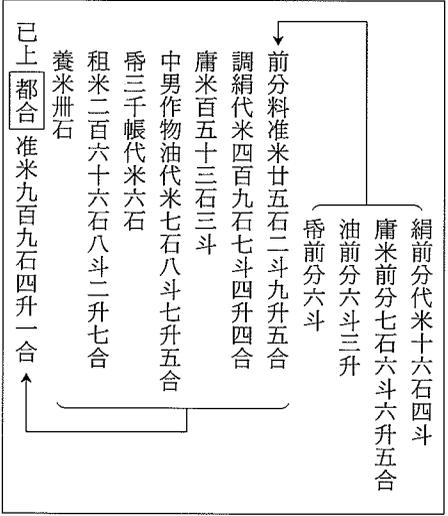
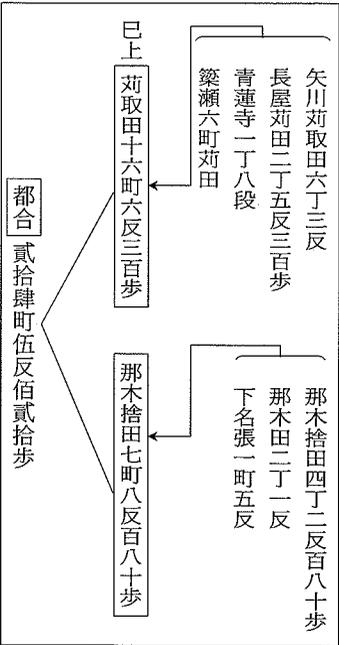
注進 國守苧取損坪々日記

合

- 矢川苧取田六丁三反 那木捨田四丁二反百八十歩
- 長屋苧田二丁五反三百歩 那木田二丁一反
- 青蓮寺一丁八段 下名張一町五反
- 築瀬六町苧田
- 已上苧取田十六町六反三百歩 那木捨田七町八反百八十歩

都合貳拾肆町伍反佰貳拾歩

- 庸米百五十三石三斗
- 中男作物油五斗二升五合 代米七石八斗七升五合并別一斗五升
- 帗三千帳 代米六石
- 租米二百六十六石八斗二升七合
- 仕丁八人
- 養米卅石
- 前分料准米廿五石二斗九升五合
- 絹前分八疋一丈二尺 代米十六石四斗
- 庸米前分七石六斗六升五合
- 油前分六斗三升
- 帗前分六斗
- 已上都合准米九百九石四升一合



平安時代も後期(十一世紀)に入ると、簡条書き形式の文書において、その簡条の項目名として限定的に使用された「都合」が、使用場面を拡大して、一般の文章中にも使用されるようになった例が見られる。

①(上野国交替実録帳・平安遺文(四六〇九)長元元年)

右、新司介從五位上藤原良任勘云、應在式數正稅公廨□雜稻加舉本額等佰玖萬貳仟參佰拾伍束也、而皆悉無實、其由如何、前司介從五位下藤原朝臣家業陳云、式數正稅肆拾萬束・公廨肆拾萬束・雜稻加舉本額等貳拾玖萬貳仟參佰拾伍束、都合佰玖萬貳仟參佰拾伍束之内、(以下略)

②(大和国弘福寺三綱等解・平安遺文(六八三)永承五年)

判

弘福寺所愁寺合田、引勘省圖并馬上帳、高市郡貳町貳佰伍拾歩、山邊郡貳拾貳町陸段佰參歩(畠六段)廣湍郡玖町肆段佰貳拾歩、都合四郡寺合見田參拾肆町壹段佰貳拾捌歩、所當租稅免除既畢、

③(東大寺封戸文書上・平安遺文(一三三四)寛治八年)

去寛治三年十二月廿六日定卅石成之、寛治六年十月一日定四百五十石成之、但五枚、都合六枚返抄舜昭威儀師既落失、仍重成之、寛治七年三月八日成之、

『貞信公記』『九曆』『小右記』『権記』『御堂関白記』『春記』など、平安時代の公家日記では「都合」の使用例が認められないが、右の古文書の例と連動するように『左経記』には一例のみではあるが「都合」の使用例が見られる。

④(左経記・長元元年九月八日)

從來十三日三七箇日、於上醍醐仁海僧都率二口番僧、奉爲宮可修一字金輪法、其料物佛供都合（一）七箇日十七石八升、油一斗五合、

右掲例のうち①②④については、この文章を書くために参看引用したのではないかと考えられる文書の存在が想定さ

「都合」の意味・用法について

れる。すなわち①では前司藤原朝臣家業の陳状あるいは收支決算書、②では省圖・馬上帳といった目録統計書、④では用途帳のような收支決算書である。おそらく、それらの文書においてはこれまでの例に違わず、簡条書きの項目として「都合」が使用されていたのであろう。それを参看引用するにあたって、簡条書きの形式が崩れ、項目名としての「都合」が、一般の文章の中へ取り込まれていったと想像される。③の例は、参看引用した文書を想定することが難しく、①②④のような例を経て一般に使用されるようになった「都合」の早い例であると見られる。いずれにしても、合計された具体的な数量を導く「合計(して)」の意味に変化はない。

三、院政・鎌倉時代の「都合」——専門用語から一般用語へ——

院政期から鎌倉時代に入ると、簡条書きの項目名として使用される「都合」の他に、一般の文章の中に取り込まれた「都合」の使用例が増加する。これは、先にも触れたように平安後期から見られるのではあるが、平安後期の多くの例が簡条書きの項目名として「都合」が使用された文書を参看引用したものであると考えられるのに対して、院政期以降では、そのような文書存在を想定しにくい例が多くなってくる。

① (伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記・平安遺文(二六六七)久安五年)

又庄未進九十石内、別結解村々卅六石也、定未進五十余石也、都合未進九十余石也〔黒田五十石、柘殖四十石〕、七百石未進之由、被言上之条、可謂無實、

② (金剛峯寺大塔供僧申状案・鎌倉遺文(四九五)建久元年)

一 号加徴米段別二升五合公物押領事

右、當御庄之所當者、併兩部諸尊佛性燈油之料所有御寄進也、而兼隆・光家等、以私武威、恣數百町之田畠并加徴米所押止也、或云門田門畠、或稱加徴米、所押取公物都合五百餘石也、其罪科幾平、

③ (繪町莊沙汰人等陳狀・鎌倉遺文〈五九一〉建久三年)

一 御加地子米弁濟間、一斗三升口米又非新儀也、先例者加地子米斗代口米一升・斗欠五合・定使分段米一升也、都合一斗二升五合也、此外全以令辨濟不候者也、

④ (東大寺三綱等陳狀・鎌倉遺文〈六七四〉建久四年)

右、彼郡内當時所令寺領之黒田出作者、二百四十七町九段六十步也、即見天治二年國司憲明檢注帳、其外承安四年所相加新庄卅町三段三百步也、仍都合寺領二百七十八町二段三百六十步也、

⑤ (關東下知狀案・鎌倉遺文〈三〇一八〉貞応元年)

凡長寛三年昌隆死去之後、通昌・昌重・昌幸等者、惣數三十四箇年領知之、大子并榮重・三子・忠輔者、都合一十四箇年知行之、

⑥ (六波羅下知狀・鎌倉遺文〈五三一五〉嘉禎四年)

百姓等爲其贖、毎年番別稱夫功、米三斗五升・紙十帖、都合米四石二斗・紙百廿帖弁濟之外、無夫役之處、

⑦ (ほうれん爲替請取狀・鎌倉遺文〈一九六四九〉永仁六年)

のたのしやうのかわしようとうハ、こその年貢五十貫のほかにハ、貳十貫目うけとりにて、うけとり可申候ほかハ、いまたうけとらす候、都合七十貫にて候、

⑧ (金澤貞顕書狀・鎌倉遺文〈二七二三四〉元応元年)

人夫ハ、明夕より金澤へ向候て、自明後日はしめ候へきよし、武州のうちの奉行人令申候、五十人つゝ、廿日にて候ハむするあひた、都合千人にて候へく候、

①は決算報告書である結解のような文書を参看したと考えられる。③は検帳か、それに類する目録類を参看したことが想定される。④も検注帳を参看したと思われる。しかし、その他の文書については、何らかの文書を参看したとは考

えられるものの、文章中に記載事項をそのまま引用したとは考えにくいように思われる。このように一般の文章中にも多く見出されることからすると、平安時代までの「都合」が、台帳目録類の帳簿における専門用語であつたのに対して、院政期以降の「都合」が、一般用語として人々に使用されるようになったことを示していると思われる。平安時代の公家日記では『左経記』の一例以外に「都合」の使用例が見られなかったが、専門用語から一般用語へと変化し、使用場面が広がったことから、中世の公家日記にはその使用例を多く指摘できるようになる。

○(台記・康治二年九月二十九日)

自今而後、十二月晦日、録一年所_レ學、可_レ續_二載曆_一與、

經家三百六十二卷

尚書十三卷抄、保延六年

(略)

御覽百卅八卷、康治元年一至百卅八

都合一千三十卷

○(兵範記・久寿元年四月十四日)

次御幣神寶以下自西渡東、舞人騎馬爲先上臆、以前駈殿上人以下騎馬前行、其數都合二百六十餘人云々、

○(山槐記・安元元年九月十八日、横河根本楳の樹齡についての記事)

推量之、其以往經四百歲歟、都合給_(殆カ)及千歲歟、

○(明月記・建久三年三月二十八日)

早且參院、有臨時御佛事、導師良縁法印、眞言供養了、公卿已下取布施、都合卅六、事了退出、參五條殿、

○(経俊卿記・宝治元年十二月三十日)

元三替物予奉行之、御簾百八十間用途、被下見用途三千疋〔武家用途〕、任官功二千疋、都合五千疋也、

○〔岡屋関白記・建長元年二月一日〕

天徳以後大内・里内炎上、都合三十四箇度、

○〔妙槐記・正元元年八月二十八日〕

又御遊欲畢之處、哥樂都合四之條、員數不快、人々迷惑、面々有議、

右に掲げた例のうち、『台記』の例は「都合」が台帳目録類の専門用語であつたものをそのままに承けている。しかし、『兵範記』以下の公家日記における使用例からすれば、すでに一般用語として使用場面が拡大し、合計された具体的な数量を導く「合計（して）」の意味で国語語彙の中に位置付いていると理解されよう。このように院政期に一般用語として国語語彙の中に位置付いた「都合」は、十三世紀初めに成立する『平家物語』などの軍記物語において、軍勢などの具体的な総数を導く表現において、「合計（して）」の意味の中心的な語として使用されるようになるのである。

さて、これまでの「都合」は、合計された具体的な数量を導く「合計（して）」の意味に使用されており、どの例も「都合」の下には具体的な数量を伴っていた。これは、専門用語としてこの意味で用いられたことを受け継いだことに起因するが、院政期以降に一般用語として用いられるようになると、その意味にも変化の兆しが現れる。

⑨〔左衛門少志中原資清重勘文・平安遺文（一四一七）康和元年〕

但如東寺所進大國庄公驗者、本田百八十町也、而以勅旨田相博于庄内公田廿餘町矣、仍都合之處、二百餘町也、

⑩〔伊賀国黒田荘出作田數勘合注文・平安遺文（四〇〇〇）養和元年〕

以之案之、寺家出作并相交公田（今出作外別号新庄是也）、彼此都合田數如安元二年寺家檢注并承安二年國衙築瀬
徴符者二百八十九町二段百卅歩也、

⑪〔良覚書狀・鎌倉遺文（九七七七）文永四年〕〔鎌倉遺文（二一八六三）文書もこれと同文〕

「都合」の意味・用法について

雑々注文進之所、用途同結解仕候也、大概都合候了、昨日油用途五十七文候しも、とりてつかいて候、

以上の三例は、「合計する」あるいは「合計することによって具体的な数量を算出する」という意味での動詞として用いられたものと解釈される。⑨は本田と、勅旨田と交換した田を合計すると、二百餘町になると言い、⑩は出作する田と公田とを合計すると、安元二年の寺の検注と承安二年の徴符通りならば二百八十九町二段百卅歩となると言う。⑪は必要経費も決算し、大概是算出し終わったと言う。⑫は文章に合計した具体的な数量が示されていないが、実際には具体的な数量が算出されたと考えられる。

⑫ (長秋記・長承二年七月七日)

自女院被仰云、七月七日當庚申時、於乞巧奠前、不論男女七人會同、各書舊歌百首、都合爲一卷、用歌占(中略)

後知此事之人語云、件歌等都合作造紙一帖也、

⑬ (醍醐寺文書目録・鎌倉遺文(八三)文治二年)

注進

醍醐寺寶藏文書櫃目錄事上

合玖合内

一 官符櫃一合納

清瀧宮御官符三通

定額寺官符一卷二枚 延喜十四年正月廿一日

(中略)

都合官符櫃納

⑭ (醍醐寺文書目録・鎌倉遺文(八四)文治二年)

寶藏文書櫃目錄事下

一 牛原庄文書櫃一合納

(中略)

已上合牛原庄文書櫃納

(中略)

一 寺邊所々文書櫃一合納

(中略)

都合寺邊所々文書櫃納

⑮ (明月記・建曆二年十一月二十三日)

歸家之後、定圓入壇布施等取入長櫃、曉更可送遣由含忠弘了、少々先度送之殘也、都合自是沙汰送物、

以上の例に用いられる「都合」は「具体的な数量を算出する」という意味はなく、「すべてあわせて」あるいは「すべてを一つにまとめて」の意味で使用されたと解釈される。⑫は男女七人が書いた旧歌をすべてまとめて一卷とする。あるいは、すべてをまとめて一帖にすると言う。⑬⑭は箇条書きの形式で用いられたもので、「都合」の後に位置すべき文書の具体的な数が省略されたものであるかもしれないが、表現どおりそのまま解釈すれば、それらの文書をすべてまとめて官符の櫃・寺邊所々の文書の櫃に納めるということになる。⑮は布施をすべてまとめて定家が沙汰し送るという意味に解釈される。

このように、「都合」が上代・平安時代には見られなかった意味で使用されるようになるのは、それまでの台帳目録類における専門用語から、一般用語へと使用場面が拡大し、専門用語としての制限が解けたことが大きな原因であると解釈される。ただし、「すべてまとめて」の意味で使用されたと解釈される「都合」の例は、右に掲げたものが全例であっ

「都合」の意味・用法について

て、『明月記』以降の例を見出すには至っていない。用例の有無について、なお調査資料を広げて精査する必要がある、現段階で明確な判断を下すことには慎重にならざるを得ないが、十三世紀後半以降に用例が見出されないとすれば、新たに「すべてまとめて」の意味で使用され始めた「都合」が、なぜその後広く用いられなかったのかという疑問が生ずるのである。以下、この問題について連文「都合」の読み方を考慮しながら解釈を試みてみたい。

連文「都合」の読み方については、残念ながら平安時代の点本に附訓例を見出し難く、その読み方を特定することは困難である。管見の及んだ範囲では、第一節に引用した高山寺本『大毘盧遮那成仏経疏』の訓点が高い例である。本資料の訓点によれば、永保二(一〇八二)年点では音読され、長治元(一一〇四)年点では「スベ(テ)アハセテ」と訓読され、音読形と訓読形の二つがあつたことがわかる。また、その後の『三卷本色葉字類抄』では、音読形の「ツカフ」で音読語として載録されているが、掲出漢字「都合」の右傍には「スヘアハス」の訓が記載される。また、「スフ」「スヘテ」として載録される「都」字には「一合」の注記がある。

○都合スヘアハス同(計数分)ツカフ(黒川本色葉字類抄・中卷二八オ)

○都スフ/スヘテ/一合(前田本色葉字類抄・下卷一一七オ)

おそらく院政期に入った頃から訓読形から音読形「ツガフ」への移行が始まり、右の資料は院政期にその両形が並行して行われたことを示すものであると考えられる。しかし、具体的な訓読形が「スベテアハセテ」「スヘアハセテ」あるいは「スベテ」のいずれであったのか俄には判断できない。ただ、どちらにしても、上代及び平安時代における「都合」という表記は、台帳目録類における専門用語であり、具体的な数量を導く「合計(して)」の意味に限定されていたと考えられるのである。すなわち、「スベテアハセテ」「スヘアハセテ」「スベテ」といった語、あるいは連語の有する意味が、「都合」という連文で表記されることよって大きく制限されていたことになる。⁽⁹⁾ところが院政期に入つて、連文「都合」が一般用語へと使用場面を拡大すると、表記による意味の制限が薄れ、読み方に伴う意味(「すべてまとめて」の意味)

で使用されるようになったのではなからうか。一方、院政期以降「都合」は訓読形から音読形へと移行し始める。この音読形「ツガフ」は、これまで連文「都合」が専門用語として担ってきた、具体的な数量を導く「合計(して)」の意味を受けた語として広がっていったと考えられる。これによつて再び「都合」という表記が意味を制限することになり、「すべてまとめて」の意味での連文「都合」の使用が見られなくなったと解釈されるのである。つまり、連文「都合」が「すべてまとめて」の意味で使用されるのは、「都合」が訓読形から音読形へと移行する過渡期の一時的な現象であり、音読形への移行が完了する十三世紀後半以降には見られなくなるのである。

四、院政・鎌倉時代の「都合」——「惣都合」登場の背景——

院政期には、連文「都合」が専門用語から一般用語へと使用場面を拡大する一方、訓読形から音読形へと移行し始める。その院政期の末に、それまで見られなかった「惣都合」という連文が登場する。連文「惣都合」はその後、鎌倉時代の文書を中心に広く使用されるようになる。本節では連文「惣都合」登場の背景について考察したい。

連文「惣都合」の院政期・鎌倉時代初期の読み方については、仮名書き例や附訓例がなく、明確なことは不明である。鎌倉時代中期以降の文書には「そうつかうのよね二十六こく五斗六かう五さく三さい」(鎌倉遺文へ一一三九)紀伊隅田北荘検田目録案・文永九年)のような仮名書き例があり、「ソウツガフ」と音読されていたことが明らかである。院政期に入って、「都合」の音読形が次第に広まりはじめる頃に「惣都合」が登場したことを考えると、院政期末に音読語として登場したとみて大過あるまいと思われる。

以下に「惣都合」の使用例をいくつか掲げる。

① (大和出雲荘検田目録・鎌倉遺文へ二〇二) 文治二年)

二十一町五反二百二十歩名田

「都合」の意味・用法について

重國名一町三〔五〕に訂正 反三百卜 分米九石四斗八升八合八夕

國時名一町四〔六〕に訂正 反百九十卜 分米十一石一斗一升八合三夕

(略)

助賢名一町二反三百卅卜

今國名二町

合二十一町五反二百廿步 (以下略)

預所田二町此内一丁畑

下司田五反三百卜

(略)

寺堂敷地一反

常荒二反廿卜

合拾町六反二百廿卜

都合三十二町二反八十卜

方々知行間田十一町二反二百八十卜

惣都合四十三丁五反

以上文治二年檢注帳分

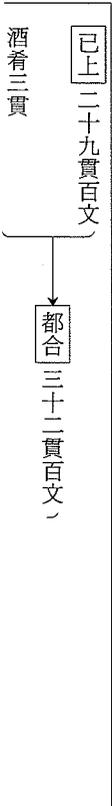
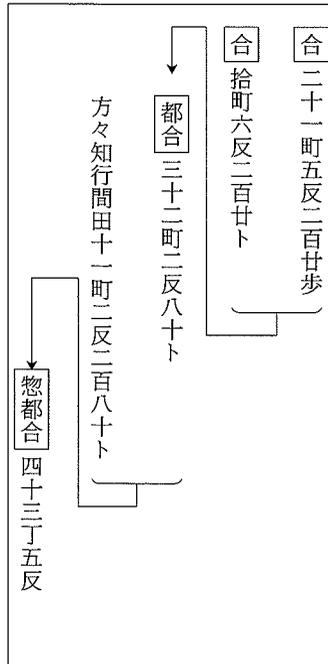
② (加治木頼平在鎌倉用途結解狀・鎌倉遺文へ二八〇七〇正応五年)

(略)

已上二十九貫百文入了

小奉行酒肴三貫 致其沙汰了

都合三十二貫百文



(略)

已上五十三貫五百五十文

(略)

(上略) (十二ヶ月分六貫文)

(上略) (利分一貫三百五十文返之)

都合六十貫九百

惣都合錢九十三貫文

③ (筑前粥田莊給田目録案・鎌倉遺文 二九一七九 永仁四年)

(略)

并十六石三斗七升六合

(略)

并一石二斗二升四合

已上十七石六斗

受(受方以下同) 分六石一斗六升

都合二十三石七斗六升

(略)

并七斗四升七合三勺三才

受分二斗六升一合五勺五才

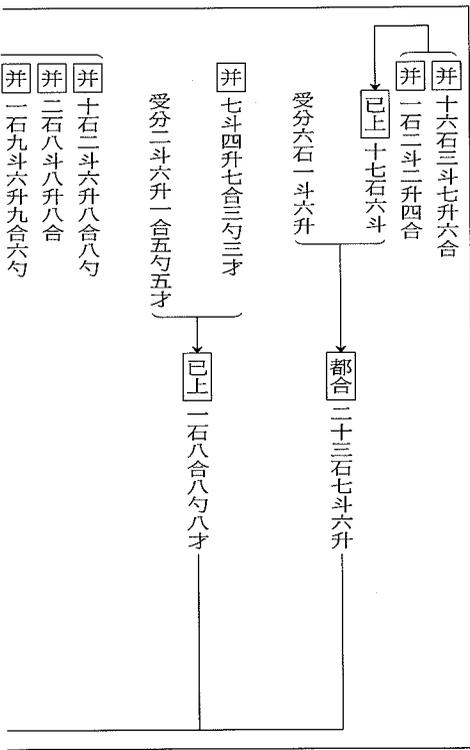
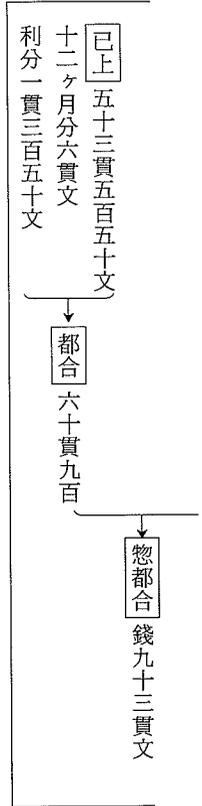
已上二石八合八勺八才

(略)

并十石二斗六升八合八勺

(略)

「都合」の意味・用法について



并二石八斗八升八合

(略)

并一石九斗六升九合六勺

(略)

并一石五斗二升三合二勺

(略)

并九斗五升六合八勺

(略)

(上略) 分米六斗四升八合

(上略) 分米一石三斗二升

已上十九石五斗七升四合四勺

受分六石八斗五升一合四才

都合二十六石四斗二升五合四勺四才

(略)

并三石四斗一升四合三勺二才

受分一石一斗九升四合九勺九才

已上四石六斗九合三勺一才

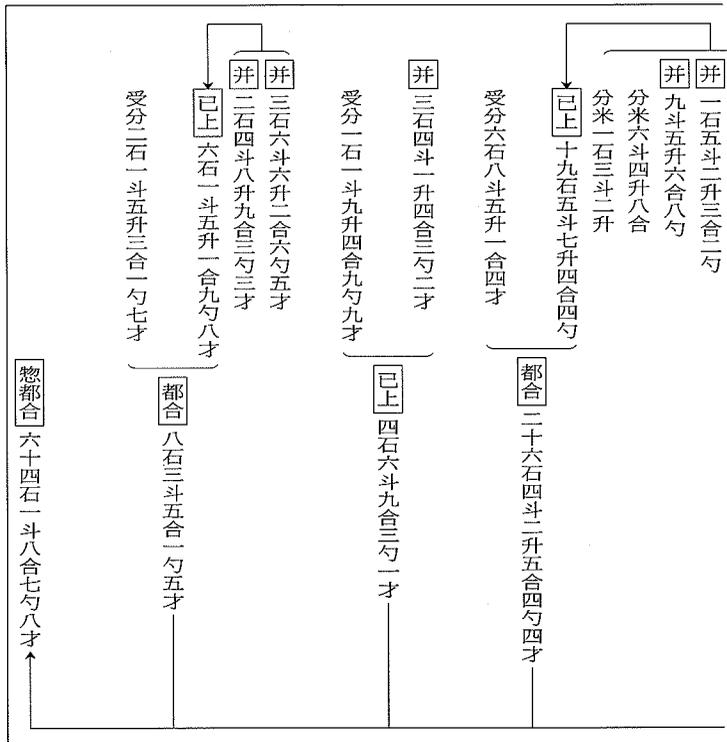
(略)

并三石六斗六升二合六勺五才

(略)

并二石四斗八升九合三勺三才

已上六石一斗五升一合九勺八才



受分二石一斗五升三合一勺七才

都合八石三斗五合一勺五才

惣都合六十四石一斗八合七勺八才

用例文の下に図示したように、①では個々の田数を一旦「合（あはせて）」で受け、二つの小計を「都合」で合算し、更に「方々知行」の田数と合計するのに「惣都合」が使われる。②では個々の金額を「已上」で受け、それに「酒肴」等の金額を合算する際に「都合」で受ける。更に二つの小計を合計するのに「惣都合」が使われる。③は、小計を「都合」「已上」で受けて、その合計を算出するのに「惣都合」が使われている。すなわち、「都合」の上位に「惣都合」が位置し、「都合」で算出された数量と更に別の数量とを合計する際に「惣都合」が使用されているのである。上代から平安時代においては、数量の合計を導く表現の最上位に「都合」が位置したが、ここでは「都合」の上に「惣都合」が置かれていることになる。台帳目録類など複雑な年貢計算・決算報告を記さなければならぬ文書にとつて、上代に「都合」を必要としたのと同様の理由で「惣都合」を必要としたのであろう。新たに「惣都合」が加わることによつて、その書式が論理的にわかりやすくなったことが想像される。

しかし、なぜこの時期に「惣都合」が登場したのであろうか。複雑な計算書類をわかりやすく記録するために登場したとするならば、平安時代に登場していてもおかしくはない。平安時代の台帳目録類にも複雑な文書は多く、ことさらに院政期以降に文書の複雑さが増したとも考えられないのである。数量の合計を導く表現において、本当に「惣都合」は「都合」の上位に位置させて、より論理的でわかりやすい文書として記録するために用いられるものなのであろうか。そのような観点で「惣都合」の用例を考察すると、以下の例のように「都合」を使用して表現しても差し支えないようなものが多数見出されるのである。

④（安藝佐西郡所當進未注進状・鎌倉遺文（五二八九）嘉禎四年）

「都合」の意味・用法について

合作田貳佰參拾壹町肆段 已三ヶ年分

(略)

分乃米准十九石五斗四升二合

(略)

分乃米准六石九斗九升三合

(略)

分乃米准十四石一斗六升

(以下省略)

已上惣都合乃米准佰伍拾參斛貳斗貳升捌合

⑤ (伊豫弓削島莊領家方年貢所當注文案・鎌倉遺文(七九〇二)建長七年)

一 麥所當分

麥島十町六反百四十步内

二斗代

(略)

正定麥二十一石六斗六升七合二勺

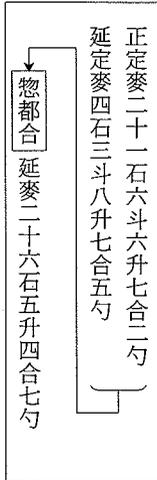
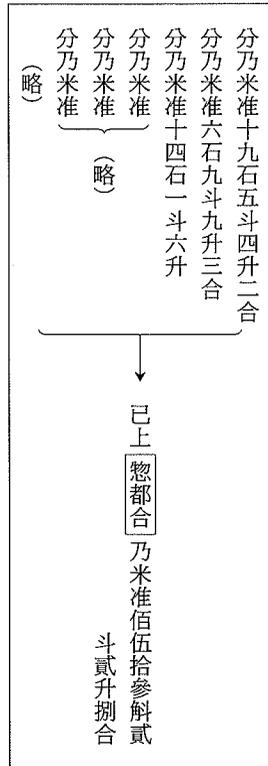
一斗五升代

(略)

延定麥四石三斗八升七合五勺

惣都合延麥二十六石五升四合七勺

⑥ (如法尊勝壇供人供支配注文・鎌倉遺文(一四三一)弘安四年)



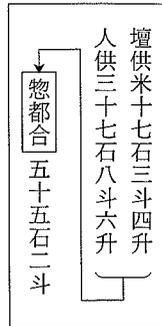
一 壇供米十七石三斗四升（以下略）

（略）

一 人供三十七石八斗六升

（略）

惣都合五十五石二斗



右の例はいずれも、「惣都合」の部分に「都合」と表現されていても差し支えないと思われる。事実、平安時代までは「都合」で表現されていたのである。次に掲げる表は、「惣都合」が「都合」とともに用いられて、「都合」の上位に位置する文書と、「惣都合」が「都合」とともに用いられず、「都合」と表現されていても差し支えないと思われる文書の数を時代順に整理したものである。

時代	「都合」とともに使用される 「都合」の上位に位置する	「都合」とともに使用されず
十二世紀後半	1	1
十三世紀前半	0	2
十三世紀後半	6	13
十四世紀前半	11	37
十四世紀後半	2	8

表のように、平安時代ならば「都合」を用いて表現していた部分に「惣都合」が使用される文書が多いことがわかる。このことからすれば、複雑な計算をわかりやすく論理的に記録するために使用されていた「都合」の上位に、更にわかりやすさを求めて「惣都合」が使用されるようになったとは言い難い。むしろ、これまで「都合」の占めていた「総合

「都合」の意味・用法について

「計」の位置に「惣都合」が入れ替わろうとしているように見られるのである。

これは、連文「都合」が訓読形から音読形へと移行し始めたことに原因を求めることができるように思われる。訓読形であった時期には「スベテアハセテ」「スベアハセテ」「スベテ」など、「都」字の有する「すべて」の意味が生きていたと思われる。それ故に、数量の合計を導く表現において最上位の「総合計」の位置にあつたと考えられる。しかし、音読形「ツガフ」が広がるにつれ、「都」字の意味が薄れ、数量の合計を導く表現においても単なる「合計」「小計」の位置に落ち始めたのではないかと解釈されるのである。次に掲げる例は、数量の合計を導く表現において「都合」と「合」「并」とが同じレベルに位置している。

○(慈円起請文・鎌倉遺文へ一六五九)建永元年

一 供米等事

右、以平方庄并坂田新庄、宛供僧卅口供料、都合千八十石也〔各三十六石定〕、以藤嶋用殘米、宛上下寺官等

供米合百六十八石八斗也、

○(肥後甲佐社領実檢帳写・鎌倉遺文へ七三五八)建長三年

(略)

已上單米四百六十六石八斗五升七合

請加六石五斗五升三合内

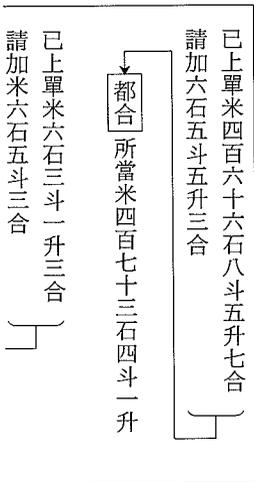
(略)

都合所當米四百七十三石四斗一升内

(略)

已上單米六石三斗一升三合(以下略)

請加米六石五斗三合(以下略)



して考究することも課題となる。

本稿における連文「都合」の考察は、数量の合計を導く表現に関する語彙を体系として歴史的に考察することを目指したものである。本文中に、語彙体系の空白部分を埋めるために「惣都合」が登場したことを述べたが、実際には語彙体系そのものを帰納したわけではない。「あはせて（合・并・併）」「すべて（凡・惣・都）」「都慮」など、数量の合計を導く表現にかかわる個々の語の使用実態と意味・用法を考察し、語彙体系として把握することに努めていきたい。

注

(1) 日本古典文学大系本『平家物語』（岩波書店）による。

(2) 中世軍記物語において、数量の合計を導く表現に使用される語と用例数をまとめると次の表のようになる。

	保元物語	平治物語	延慶本平家物語	曾我物語	義経記
都合	2	2	11	0	2
惣て	0	0	9	0	0
惣	0	0	2	0	0
惣じて	0	0	1	2	4

(3) 高山寺資料叢書第十五冊『高山寺古訓點資料第三』（東京大学出版会、昭和六十一年二月）所収の訓読文による。

(4) 仏典注釈書に集中して用いられる語の性格については、拙稿「堅固」「至極」の出自と性格」（鎌倉時代語研究第十八輯、平成七年八月）にも述べた。

(5) 『古事記』の用例は日本思想大系本（岩波書店）、『日本書紀』の用例は日本古典文学大系本（岩波書店）による。

(6) 『延喜式』卷二十五主計下の「大帳」書式には「都合今年計帳新舊定見戸若干」のような書式記載があり、卷二十七主税下の「正税帳」書式には「都合定穀額若干束」の書式記載がある。引用文は日本古典全集(日本古典全集刊行会、昭和四年四月)によった。

(7) 引用した「安房国義倉帳」の例のように、「都合」が「并・合」「惣・凡」などととも用いられず、単独で用いられる場合もある。これは、「総合計」の意を有する「都合」を用いることよって、「并・合」「惣・凡」などをより強調することを意図した使用例であると考えられる。

(8) 「都合」が、中国古典(漢籍・仏書)の中にあまり多く見出されないことが原因である。

(9) 「スベテ」「アハセテ」には、連文「都合」のような、具体的な数量を導く「合計(して)」の意味に使用されるという制限がなく、「全部とりまとめて」「すべてを一つにとりまとめて」など広い意味で用いられている。

(10) 「都合」が「総合計」の意から「合計」の意へと変化することよって、注(7)に触れたような強調の意味合いも薄れていったものと考えられる。「惣都合」は、それまで「都合」が担ってきた強調の意味合いをも補うものであったと思われる。

〔附記〕 本稿は、平成十年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会における口頭発表をもとにまとめたものである。席上、またその他の機会に小林芳規先生、佐々木勇氏など多くの方々から有益な御意見を賜った。ここに記してお礼申し上げる。